

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

台鴻總督府

報情編輯部

昭和十二年九月二十日第三種郵便認可
昭和十六年七月一日發行（毎月二回）
（十五日發行）（第123號）

5
銭

皇民奉公運動早わかり

皇民奉公運動早わかり

新體制とは何か

— 時局突破の陣構へ —

近頃は何も彼も新體制ばかりです。食物にも着物にも、家庭でも職場でも、世の中のすべてに新體制が要求され居るのです。

全世界は歴史上にも稀な大轉換の真只中にあります。これはイギリス世界は、歴史上にも稀な大轉換の真只中にあります。これはイギリス

スやアメリカやフランス流の考へ方で、ある個人主義、自由主義、民主主義の世界が完全に行き詰つて、民族結合に依る生存権確保の新世界觀に變りつゝあります。

「世紀の轉換」「世界の轉換」の過程にあるからです。一般によく言はれる世界は、歴史上にも稀な大轉換の真只中にあります。これはイギリス

支那事變や歐洲戰爭は此の姿の大きな現れの一つであり、東亞の新秩序或は歐洲の新秩序が建設の中途にあるわけです。

そこで日本も此の世界の大動搖、大轉換に應ずる體制を整へなければならなくなりました。これが新體制です。

即ち新體制とは日本が世界歴史の推進力として、東亞の或ひは世界の新秩序を建設して行く爲に、全國民が聖旨を奉體し、一億一心となつて、國家、國民の總力を十分に發揮出来るやうな仕組みです。

新體制と云へば今まであるものは何も彼も打ち壊して新しいものを作るのではないかと考へる人がありますが、必ずしもさうではありません。時代に適合するものは残り、時代の要求に則應しないものは勢ひ崩壊したり、改革されたりするのが當然です。政黨が解消した、お米が配給になつた、物の値が凡て公定化される。眞書間から酒が呑めなくなつた。汽車やバスの乗り降りには一列に並ばなければならなくなつた、此の外まだ澤山あります。が、これはみんな舊體制の不必要な部分、現代の時局に不釣合な部分が破壊され、改革され、解消して行く姿なのです。

そしてこれはみんな日本が東亞の盟主となり、更に大きく言へば世界新秩序の指導者となつて、東亞の共存共榮、世界の平和を打ち建てる爲でありますか

ら、日本人である我々はお互に苦しみに耐へ、不便を忍んで元氣で行かなければならないのです。

最近世の中の事、身の廻りの事がどう變つて行くので、みんなは「今後はどうなるのだらう」と心配してゐる人もある様ですが、「どうなるだらう？」と考へないで、此の時局に際し我々の生活、我々の仕事は「どうすべきか」と考へなければならぬと思ひます。

「新體制」を築き上げ、準備を整へて、大變革の陣構へに萬全を期さなければ、此の時局を突破する事は出来ません。新體制とは、此の時局突破の陣構へに萬全を期する日本の建直しです。

これを國史の中に例をとつて見ますと、今から七百年餘り前、元の大軍が一度ならず二度迄も我が國に攻め寄せて來た元寇の際は、見事に國難を突破克服したばかりか、日本の實力を海外にまで輝かしてゐますが、これは當時の國民が當時の蒙古來と云ふ非常時局に際して、心を協せ、力を合せて國內の體制を整へ、戰争への身構へを完全にして元寇に當つたからです。

長い間には國が興るか滅ぶかといふ大きな國難に、度々遭遇したのであります。が、私共の祖先はよくその國難を押しきり、今日の様な世界に例のない立派な歴史を築き上げてくれました。

これは即ち世界の動搖、轉換と言ふ大變革に對する日本の陣構です。だから政府も國民も一致協力して自ら

現状維持と現状打破の争ひ

— 舊體制と新體制 —

明治維新は、當時の國民が一體とな

つて作つた新體制でした。當時の舊體

制であつた徳川幕府を倒して、天皇

親政の大道に歸り、封建制度を打ち破

つて、開國進取の國是を定めた大改

新でした。此の大改新の陣構へがあつ

たからこそ、幕末當時まだ近代國家の

仲間入りをしてゐなかつた我國は、ア

メリカ、ロシヤ、イギリス、フランス

等の壓迫を見事に撥ね返し、打破する事

が出來たのです。

若しもあの當時、大改新への濁渕た

る氣勢がなかつたならば、歐米諸國の

黒船はどんな事をしたかわかりませ

ん。

かうして日本は明治維新と言ふ新體

制を確立して、堂々たる近代文明國家

へと發展しました。さうかうする中に

あるのに、日本やドイツやイタリヤ

洋侵略を打ち挫いて、國威を發揚し、東

亞民族の爲に萬丈の氣を吐いて世界列

強の一に數へられる様になりました。

第一次歐洲大戦には我が國は日英同

盟の義によつて聯合軍に參加しまし

た。此の戦争の結果、英米佛の戰勝國

はドイツを戰敗國として到底再び立ち

上れぬ程のひどい目に合はせました

が、英米佛の勝利に非常な援助をした

ある英米佛は出来るだけ現状のまゝで

や物資を澤山持つてゐる國——言ひ換

へれば持ち切れぬ程持つてゐる國——

であるのに、日本やドイツやイタリヤ

は領土も持たぬ、金も持たぬ所謂「持

たざる國」である。從つて持てる國で

ある英米佛は出来るだけ現状のまゝで

かうして現状維持の舊體制と現状打

破の新體制の争ひが續けられて行け

ば、自然色々な摩擦から、どこかで發

火したり、爆發したりしなければ、な

らなくなります。これが東洋では滿洲

事變、支那事變となつて現はれ、歐洲

では第二次歐洲大戦となつて爆發した

のです。

満洲事變は舊體制打破の第一歩

— 支那事變で新體制樹立 —

我が國は日露戰爭前後から人口の増
加と物資不足の爲、大陸への進出を計
つたり、太平洋沿岸、特に南方各地へ
の發展を考へなければなりませんでし
た。ところが第一次歐洲大戦後は日本

に對する英米佛等舊體制國の妨害、壓
迫がだん／＼強くなつて來て、太平洋
沿岸に發展しようとすれば、四箇國條
約（大正十年）で邪魔をするし、支那大
陸への進出を計れば九箇國條約（大正十

年の商品は、歐米にも、南洋にも、アフ
リカにも、どん／＼賣れて行つて各地
の人に喜ばれました。

さあかうなると、今まで、世界貿易
を獨占して、甘い汁を吸つてゐた英國
は面白くありません。そこで英國はオ
ツタワ會議（昭和七年）を開いて日本製

日本に對しても「日本をこのまゝにし
て置けば將來強い競争相手になる」と
考へ、あの手この手を使って、日本の
發展を妨害しました。日本と同じく英
佛側で參戦したイタリヤも同様な壓迫
を受けました。

英米佛等は世界に廣い領土を持ち金
や物資を澤山持つてゐる國——言ひ換
へれば持ち切れぬ程持つてゐる國——
であるのに、日本やドイツやイタリヤ
は領土も持たぬ、金も持たぬ所謂「持
たざる國」である。從つて持てる國で
ある英米佛は出来るだけ現状のまゝで

かうして現状維持の舊體制と現状打
破の新體制の争ひが續けられて行け
ば、自然色々な摩擦から、どこかで發
火したり、爆發したりしなければ、な
らなくなります。これが東洋では滿洲
事變、支那事變となつて現はれ、歐洲
では第二次歐洲大戦となつて爆發した
のです。

それで大戦終結後も現状維持を欲す
る英米佛は何とかして現状打破せん
です。

そこで現状打破したいと望んでゐるの
はドイツを戰敗國として到底再び立ち
上れぬ程のひどい目に合はせました
が、英米佛の勝利に非常な援助をした
ある事を望むのに反して、持たざる
國、日獨伊は其の國力の進展に従つて
人もふえるし、物も要るから、何とか
して現状打破したいと望んでゐるの
です。

それで大戦終結後も現状維持を欲す
る英米佛は何とかして現状打破せん
です。

「メイド、イン、ジャパン」（日本製）
の商品は、歐米にも、南洋にも、アフ
リカにも、どん／＼賣れて行つて各地
の人に喜ばれました。

さあかうなると、今まで、世界貿易
を獨占して、甘い汁を吸つてゐた英國
は面白くありません。そこで英國はオ
ツタワ會議（昭和七年）を開いて日本製

商品の輸入妨害につとめました。
移民もしめ出され、商品もしめ出さ
れた日本は、活路を再び大陸に求める
より外生きてゆく事が出来なくなりま

した。ところが英米佛の諸國は、こゝでも日本の生きんが爲の當然の活路である大陸進出を妨害しようとして、盛んに支那を煽動し、排日侮日を續けさせました。日本は我慢に我慢をつづけましたが遂に支那の態度に勘忍袋の緒が切れて、満洲事變が勃發するのやむなきに到りました。

だから満洲事變は形式的に見れば國民感情の衝突による日支の戦ひであります。その内容は明らかに卑劣な英米佛諸國の我國に対する挑戦への第一彈でありました。

日本は此の満洲事變によつて世界の舊體制打破に一步踏み出したのです

が、其の結果は形の上では大陸進出と云ふ必然的な姿になりました。

これ迄朝鮮と満洲との境の鴨綠江が日本の大陸に對する國防の第一線でありましたが、満洲國の成立によつて、毎日の生活を根本から建て直して、新

蘇滿國境が國防第一線になり、我が大陸の國防圈は必然的に擴大され、日本も益々重大になつて來ました。かう言ふ風に日本の立場が變つて來ました。即ち最初は北支事變——政治も、經濟も文化も生活も——をこれに應する仕組みに變へなければならぬ事は當然です。

ところが今までの體制を變へると云ふ革新的な事は仲々むづかしい事で、國內でも英米佛等と協同の秩序の下で生活をしなければ日本はやつて行けないのだと云ふ消極的な考へを持つ者もあつて、色々な摩擦相剋が展開されて來ました。

國內に於ける現状維持的思想と現状打破的思想との争ひです。舊體制と新體制との争ひです。これが満洲事變以來續いてゐた我が國內情勢の現況でした。神兵隊事件、血盟團事件、五・一五事件など力強く呼ばれる様になりました。

さうする中に歐洲大戰が勃發しましたので、國內體制革新の必要は愈々痛感される様になつたのです。今日の戰争は、軍人が第一線に出て戰ふだけでなく、一般國民も亦國內に

事件、二・二六事件はこの現れです。

さうかうしてゐる中に今度の支那事變が勃發して、世界史的な大戰争にまで發展しました。即ち最初は北支事變——政治も、經濟も文化も生活も——を云つてゐたのが支那事變となり、現に暴支脅惑となり、更に東亞的新秩序建設、大東亞共榮圈の確立と進展し、未曾有の大戰變になつたのです。

従來「非常時」の言葉を空念佛と心得た國民の大多數が、眞に非常時の意味を覺り、「どうしても、この儘ではいけない」と云ふ消極的な考へを持つ者もあつて、色々な摩擦相剋が展開されて來ました。

國防力を強化しなければならないので、國內體制革新の必要は愈々痛感される様になつたのです。

さうする中に歐洲大戰が勃發しましたので、國內體制革新の必要は愈々痛感される様になつたのです。

今日の戰争は、軍人が第一線に出て戰ふだけでなく、一般國民も亦國內に

日本的新體制と歐洲の新體制

——大政翼賛運動は日本獨自のもの——

あつて戦はなければならないのです。即ち前線も銃後も一緒になつての戦争、いはゆる總力戦、全體戦です。武力戦と經濟戦、思想戦が一緒になつた、國の總力を擧げての戦争です。而も支那事變は我國開闢以來の大戰争ですから、國內の政治、經濟、或ひは我々の毎日の生活を根本から建て直して、新

らしい陣構へをしなければ、世界の新らしい狀勢に對處して行く事が出來なくなつたのです。言ひ換へれば世界的な支那事變の完成をする上に必然的に要請されたのが、新體制と云ふ日本の建直し工事なのです。

即ちドイツの大勝利はドイツ獨特の教訓を與へてくれました。ボーラン

ドの分割、ノルウェーの電擊戦、白蘭侵入、フランダースの作戦等ドイツ的全體主義的な仕組みや、全體主義的な理想の下に、凡ゆる困苦に耐えて來たドイツ國民の精神力——ドイツ魂——の結晶なのです。

今にも滅ぼせんとしたイタリヤの活躍も亦同様です。

歐洲新秩序確立に戦ふドイツのドイツ的全體主義機構とドイツ的な考への見事な大勝利に我々は今更らの様に勿論獨伊でも日本から澤山の智慧を借りて行つてゐます。お互に助け合ふの

— 8 —
は同じ苦しみ、同じ建設の戦ひに同盟を結ぶ三國間の當然の務めです。

然し日本の新體制樹立は決してドイツやイタリアの眞似をしたのではないません。

獨伊の全體主義的な機構はヒットラーや、ムツソリニーといふ現代の英雄があり、獨伊特有の國情に基いて始めて實現され、力強い活躍が續けられるのに比べ、日本の新體制は上御一人を中心とするもので永遠不朽であり、八紘一宇と共に輝くものである事を忘れてはならないのです。だから我が新體制はどこまでも日本獨自の國體に基くもので、滿洲事變前後より永い間論議され、五一五事件とか、一二・二六事件とかの様な國內的犠牲や滿洲事變、支那事變の爲に散つた幾多の英靈によつて打ち立てられた血の金字塔であります。

従つて支那事變を機として、新體制

— 9 —

大政翼賛會誕生(詔書を捧讀する近衛總裁)



十六名を委員とするもので、日本歴史

の上に劃された大きな一線でした。

會議は一番始めて全員次の様な誓をして、心の底から一體となつて國家的な建設の大重要な任務を盡さうとの強い熱意を明らかにしてからはじめられました。

我等は 大御心を奉體し、一切の私心を去り、過去に泥ます、個々の立場に捉はれず、協心戮力、以て新體制確立のために盡さん事を期す。

此の誓をしてから會議に入つた事と、もう一つは從來の會議のやうに本当に其の事がよいか悪いかの判断を十分にしないで、賛成者さへ多ければそれにきめると言ふ多數決の方法を止め、論議の後の一切の取捨選択は委員長である近衛公の正しい統裁にまつと云ふ形をとつた事の二つは、新體制の

新體制と大政翼賛運動
— 昭和維新の發足成る —

今まで述べて來ました通り、新體制運動は、滿洲事變を中心として漸次改革の歩を進め、支那事變によつて更に拍車づけられたのですが、具體的な本道に乗つたのは昭和十五年七月、近衛公が第二次内閣を組織されてからでした。昭和十五年八月一日に發表された基回に亘る準備會が開かれました。此の準備會は、全國各方面の代表二

の具體的な發足として國民精神總動員運動が展開せられ、更に高度の翼賛運動となり、我が國肇國の古より定まつてゐる大政——上御一人の大御業——を我々一億同胞が己を空しして翼賛の熱意が盛り上つて結成されたものが大政翼賛會の組織であります。

第一條 本運動は全國民の運動にして、

大政翼賛運動規約

本國策要綱の中、國內體制刷新の一項として擧げられた「官民一致各々其の職域に應じ國家に奉公する事を基調とする新國民組織の確立」が様々な論議や研究を経て、新體制準備委員會となり、八月二十八日を第一回として六回に亘る準備會が開かれました。

この様にして生れた大政翼賛運動は、全國に展開される事になり、十月十二日その推進中核體として大政翼賛會が誕生しました。

大政翼賛運動の具體的段階に入つたのでした。

翼賛し奉る事であつて、絕對に日本獨自のものであり、世界に比べものゝない運動であります。全國民の大御業翼賛の熱意が盛り上つて結成されたものが大政翼賛會の組織であります。



明表を意決の抜不裁總川谷長

之を大政翼賛運動と稱す。

第二條 本運動は萬民翼賛、一億一心、職分奉公の國民組織を確立し、その運用を圓滑ならしめ以て臣道實踐體制の實現を期するを以て目的とす。

第三條 本運動を推進する機關として大政翼賛會を置く。

とある通り、大政翼賛運動は全國民の臣道實踐體制の實現を期するのが目的であります。

近衛總裁は此の點について大政翼賛會を設立する事になりました。

皇民奉公會の誕生

— 六百萬島民自身のものとして —

去る四月十九日臺北の總督府正廳で發會式を舉げた皇民奉公運動は、内地もので、臺灣の特殊な事情に應じて生

べられてゐます。

かうして昭和維新とも言はれる、新體制は大政翼賛運動となつて茲に力強

會發會式當日の挨拶に於て、「若し此の場合に於て宣言綱領を私に表明すべし」と云はれるならばそれは「大政翼賛の臣道實踐」と云ふ事である。「上御一人に對し奉り日夜それゝの立場に於て奉公の誠を致す」といふ事に盡きると明確に述べられてゐます。

大政翼賛運動を精神的な母胎とする

ので、臺灣の特殊な事情に應じて生

べられてゐます。

どうしても必要としました。

そこで内外の情勢に應する爲臺灣總督府内府調査會をはじめ、全島各地

の五部からなつてゐる「臺灣新體制基

本要綱」ともいふべきものであります

が續けられました。府政調査會が「國

が、此の要綱中の重要な二項に、大

政翼賛組織の確立が掲げられてゐたの

であります。

その後長谷川總督、齋藤總務長官の

御來任により、更に慎重なる研究を命

ぜられ、爾來數十回に亘つて討議が行

はれ、去る四月十八日領臺四十六年の

臺灣史上に最も重要な一線を描く



官令司軍間本の讀朗附祝

— 11 —

られた翼賛運動が皇民奉公運動なので、從つて皇民奉公會は大政翼賛會の支部ではないが、朝鮮の國民總力朝鮮聯盟、樺太國民奉公會、關東州興亞奉公聯盟、南洋群島大政翼賛會と同様臣道實踐の國民組織である事には、餘り變りはない譯です。

だから一言にして盡せば「皇民奉公會は臺灣の大政翼賛會である」とも云へるのであります、只臺灣は現下の

南方に於ける國際情勢から奉公の實踐

を速急に且眞剣に一刻も早く展開させ

實を結ばせねばならぬのです。

即ち本島は帝國南進の據點であり、近頃特に呼ばれてゐる南方廣域共榮圈の中心に位置して居りますので、本島内に住む内地人も本島人も高砂族も軍人も官吏も一般民間の人も男も女も、みんなが一心一體となつて此の重大な時局を乗り切る爲の、新らしい組織を

皇民奉公會準備委員會に於ける
總 督 告 辭

準備委員會と發會式

茲に各位の御參集を得まして、皇民奉公運動の發足に關する諸準備を煩はすことゝ相なりましたが、此の機會に於て所懐を披瀝致しまして、私の覺悟を明にし併せて熱誠なる御協力を御願致し度いと存じます。世界は今や歴史的轉換期に遭遇致して居ります。即ち新たなる秩序を要求して之を實現せんとする國家群と、既得の舊態に立て籠らんとする國家群との間に、深刻なる抗争が展開せられて居るのであります。

此の間に在つて、吾が帝國は肇國の大理想に立脚して、東亞の新秩序を建設し、進んで世界新秩序の樹立に指導的役割を果さんべ爲に、大東亞共榮圈の確立に向つて、總力を傾注して居ります事は、各位のよく御承知の通りであります。

然し此の目的達成の爲には、前途猶幾多の艱難が横るのであります。之が打開の爲には、先づ何よりも國の總力を擧げて、高度國防國家體制を整へることが要求せらるゝであります。建國の理想に徹した大政翼賛運動が展開せらるゝに致つた所以も、實に茲に存すと考へられます。

我が臺灣に於きましても帝國南方の一翼として、内外現下の状勢に即應し、殊に南進擴張たるの使命を完遂致します爲には何を措いても先づ島民打つて一丸となり、所謂新國民組織の理念の下に物心兩面に亘る大奉公運動の展開せらるべきは當然の歸結であると考へるのであります。仍ち本日軍官民各方面の有識者の御參集を願ひ、此の爲に必要な諸準備を御願ひする運びに至つた次第であります。

惟ふに改隸四十有餘年赫々たる皇化島内に沿く、國策遂行に就きましては相當の成績を擧げて居ると申すことが出来るのであります。是故に改隸四十有餘年赫々たる皇化島内に沿く、國策遂行に就きましては相當の成績を擧げて居ると申すことが出来るのであります。是れ即ち舉島一致皇民たては相當時に要望せられる高度國防國家體制を確立し、八紘一宇の大理想を達成する爲には、島民全部が舉つて夫々の職域立場に於て、國家目的に向つて奉公の熱誠を盡す覺悟を持ち、且此覺悟に基いて之を實踐躬行することが必要であると痛感するものであります。是れ即ち舉島一致皇民たるの矜持と、自覺とに立つて確乎たる信念の下に、國策具現への奉公心を結集すべき運動と組織とを要望せられるに至つた所以であります。換言致しますれば、本運動は全島民相率て夫々職分に應じて、奉公の赤誠を致さんとする精神運動であり、而も固き組織の下に一絲亂れざる一大實踐運動であるべきでありますと確信致すものであります。

以上の趣旨に基き、私は先づ島民の一人として本運動の先達となり、部僚を率ゐて六百萬皇民の裡に溶け込み、と共に奉公の誠を致さんとするの覺悟であります。各位に置かれましては此の微衷を諒得せられまして、本運動の實現に付熱誠溢るゝ御協力を御願致し度いのであります。之を以て御挨拶と致します。

これがまさこの委員會に一つの雰囲氣をあたへた。だがこれは軍官民の雑然たる風景にすぎない。これが一つの保持で結ばれたときに、始めて軍官民一致の翼賛風景に轉化するのである。これをその軍官民の一致にまで持つて行つたのが長谷川總督の告辭だつた。

「私はまづ島民の一人として本運動の先達となり、六百萬島民のうちに溶けこみ、相ともに奉公の誠をいたさんと期する覺悟であります」

準備委員會の勢頭にまづ長谷川總督が示したこの覺悟、この熱誠は、この日集つた百餘名の準備委員たちの胸を強く打つた。嚴肅なる感激である。求めてゐた、なにか胸を打つもの、かはやくも示されたのである。これが會の空氣を支配した。これが會場を翼賛風景にもつて行つたのである。

各委員の眞面目な意見の發表で議事は順調に進んだ。しかしそれはまだ理窟っぽいものであり、もつとも必要な熱においてまだ缺けるものがあつた。下部組織の點からもつともよく論議された。これは是非ともよく論じ、よく疑義を正さなくてはならぬ點に相違なく、その意味では各委員とも實に真剣であった。だが皇民奉公運動が眞に力強い運動として展開されるためには熱情が必要である。軍官民の一致、内臺一如は理

總裁訓示

茲に皇民奉公會の結成を見るに到り、規約に基いて私が總裁の地位を汚すこと相成りました事は私の最も欣快とする所であります。

本日其の發會式に際し總裁としての信念と覺悟とを申上げまして、以て本會の使命達成に邁進すべき決意を披瀝致し度いと存ずるのであります。

皇民奉公運動は之を要約致しますれば、全島民の臣道實踐運動であり、皇民奉公會は國策完遂に協力せんとする國民組織の確立であります。而して是れこそ正に高度國防國家建設の第一要件に外ならずと確信致すであります。

申す迄もなく世界的大轉換の渦中に立つて、我が日本帝國は肇國の大理想の下に克く大東亞新秩序確立の聖業を完遂し、進んで世界秩序の再建に指導的任務を果さんと爲に、總力を擧げて邁進致して居ります。即ち現下の緊迫せる情勢に對處して、國家の總力を最高度に發揮し得べき國防國家の建設に完璧を期しつゝあるのであります。之が爲には強力なる國家新體制の整備確立を急務とすることは今更言を俟たざる所であります。

窟で一致しただけでは駄目だ。氣持で一體とならなくては皇民奉公運動が眞に新しい推進力としての働きを示すことはできない。その意味で宮原武熊氏の發言に應じて、立つた鶴山炎亭君の青年らしい、熱情の吐露は全委員に強い感動をあたへ、氣持の上の一致に一步踏み入ったといつてもよい。だらう。青年の躍起、ことに本島人青年の理解と熱情とをもつての本運動への積極的な參與が、いかにこの運動の眞摯な發展に寄與するものが多いか圖りしれぬものがあるとき、本島人青年の一人たる鶴山炎亭君の覺悟の披瀝は本島人青年の皇民奉公運動たるする決意の端を知るものとして、この日の議場を最高潮に持つて行つたものであり、またこの日の一の大いな收穫であつたといへるであらう。

「胸を打つなにものかしを期待した準備委員會は、この二つの特筆すべきことからで、この結果からみても、この日の感激を六百萬島民に一人でも多く體験させるといふ意味で、臺北市公會堂の大集會室あたりで開催されなかつたことを心から惜しいと思ふものである。

翌日の皇民奉公會發會式は文字どおり歴史的新運動の發足にふさわしいものである。

特に臺灣は皇國南門の鎖鑰として國防上、經濟上將又文化上分擔すべき役割は愈々重大を加へ來つたのであります。全島民悉くが皇國民たる本質に徹し、獻身以て國策を完遂するの國民組織を確立し、以て本島に負荷せられたる重大使命達成に完璧を期すること今日の如く緊要なる秋はない存じます。是れ即ち皇民奉公運動誕生の所以であります。

本日結成を見ることになりました此の皇民奉公運動は、全島民の臣道實踐運動であり、皇民奉公會は全島民の國民組織に外ならぬものであります。即ち島民は一人として國策の嚮ふ所を知らざるものなく、知つて之を行はざる者なきを期し、又島民の公正なる意欲は一として行政の府に通ぜざるものなく、通じて適正なる施策の行はれざることなきを期し度いと念願するのであります。換言すれば皇民奉公會は國の統治組織

軍官民代表者で會場は身動きもできないほどだ。正面壇上には總裁長谷川總督、本間軍司官、拓相代理、本部長齊藤總務長官などの机がならべられ、寫眞班の閃光電球が、ひつきりなしに閃き、ニュース・カーラマンの照明燈が場内を闊なく照し出す。前日の準備委員會で言ふべきは言ひ、たゞすべきはたゞして、いよ／＼けふからは皇民奉公會の一員として臣道實踐の一筋に結ばれて、たゞ挺身實踐あるのみだ。會場は緊張して嗟ばらひひとつなく、アナウンサーの聲がときどきもれてくるのみだ。けふのこの感激はそのままラジオによつて全島民の耳に直接傳へられてゐるのである。總裁訓示、本部長の實踐要綱朗讀をはじめ、本間軍司令官、拓相、大政翼賛會總裁近衛兩氏の感發表は民間人として準備委員會から發會式までの感激をそのまま述べた力強いものであつた。お祭盛ぎにならぬ程度でしかもいままでその例をあまりみぬほど豪華で激刺たるものみなぎつたこの發會式は、參列者一同に強い感激をあたへたのだつた。

と表裏一體の關係に立ち、國策遂行に熱誠を捧ぐべき強力なる國民組織であると確信致すものであります。

加之皇民奉公運動は强度の實踐性を伴ふことを必要と致します。奉公の誠は實踐によつてのみ顯現せらるゝものであります。百の論議は一の實踐に如かず、全島民各々其の職場に於て全能力を擧げて御奉公することに依つて皇國の理想は達成せらるゝのであります。私は六百萬島民の一人として、本運動の先達となり、愈々淬礪の誠を致し、我國肇國の理想達成に寄與し以て皇恩に酬ひ奉らんとする覺悟であります。同時に私は六百萬島民一人も洩れなく本運動發足の趣旨を諒得して、新時代を擔當する理想と热情とに燃え、率先垂範以て臣道の實踐に邁進せらるゝことを深く期待し、又そのしかるべきを信じて疑はざるものであります。

顧みるに今次事變勃發以來六百萬島民一心一體の統後奉公は、眞に感激に堪へぬ所であります。更に茲に新なる國民組織を結成し、此の組織を通じて皇國民活動の精華發揚に邁進せられん事を希ぶものであります。實踐の各要目に付ては、近く夫々の機關を經て之を決定し、全島學つて其の達成を期し度いと存じますが、以上輝かしき皇民奉公運動の發足に際り、皇民奉公會總裁としての覺悟を述べて御挨拶に代へる次第であります。



(てに場式會發)送放艦中に島全を激感

「皇民奉公運動準備委員會」が開催せられ、軍、官、民、百二十四名の委員により島民自ら作る賛賛運動の諸準備を完了する事となりました。

準備委員會は熱心な審議を重ねて根本理念を明かにし、皇民奉公運動要項、同運動規約及皇民奉公會實踐要綱を定めました。

四月十九日には發會式が舉行されま

した。準備委員として參畫された人々の外、更に各界層の代表が集つて六百萬島民自らの手によつて築き上げる皇民奉公會の發足を力強く、意義深いものにしました。尚奉公會の發足と同時に臺灣國民精神總動員本部は多くの功績を残して發展的な解消をとげました。

第三條 本運動を實踐する爲全島民を以て皇民奉公會を組織すと明示してある通り、皇民奉公會は全島六百萬島民全部が臣道實踐をする爲の國民組織であります。

さてからして出來上つた皇民奉公會は一體何をするのかと言ひますと、皇民奉公運動規約に、

第一條 本運動は臺灣全島民の臣道實

践運動にして之を皇民奉公運動と稱す

第二條 本運動は我が國體の本義に基き皇國精神の徹底に努め島民各其の

臣道實踐と言ふ事については大政翼賛會の發會式の際近衛首相が、「上御一人に對し奉り日夜それゝの立場に於て奉公の誠を盡すことである」と明確に言はれてゐますが、之を更に説明しますと、我が大日本帝國は凡ゆるものが天皇に出て天皇に歸一する皇室中心の大家族國であります。従つて第一我々の生命だつて陛下からの御預り物ですし家も土地も財産もみんな陛下からの御預り物です。だから陛下の御命令さへあれば、日本人なら

皇民奉公會は何をするのか ——職分奉公・臣道實踐——

皇民奉公運動規約

- 第一條 本運動ハ臺灣全島民ノ臣道實踐運動ニシテ之ヲ皇民奉公運動ト稱ス。
- 第二條 本運動ハ我が國體ノ本義ニ基キ皇國精神ノ徹底ニ努メ島民各其ノ職分ニ奉公シ舉島一致臣道ヲ全ウシ以テ國防國家體制ノ確立、東亞新秩序ノ建設ヲ期スルヲ目的トス。
- 第三條 本運動ヲ實踐スル爲全島民ヲ以テ皇民奉公會ヲ組織ス。
- 第四條 本會ニ總裁ヲ置ク本會ヲ統率シ本運動ヲ總理ス。
- 第五條 本會ニ顧問及參與若干名ヲ置ク。
- 第六條 顧問ハ總裁ヲ委嘱ス。
- 第七條 參與ハ總裁ノ諮詢ニ應ズ。
- 第八條 參與ハ參與會ヲ組織シテ總裁ノ諮詢ニ應ジ重要事項ヲ審議ス。
- 第九條 中央本部ノ諮詢長ハ中央本部長之ニ當ル。
- 第十條 奉公委員會ハ中央本部長之ヲ招集ス。
- 第十一條 州廳ノ議長ハ中央本部長之ニ當ル。
- (以下地方支部ト稱ス)
- 第十二條 各地方支部ニ支部、郡市ノ區域ニ支會、街庄ノ區域ニ分會ヲ置ク。
- 第十三條 各地方支部ニ支部長、支會長及分會長ヲ置ク（以下地方支部長ト稱ス）。
- 第十四條 各地方支部ニ參與若干名ヲ置ク。
- 第十五條 參與ハ參與會ヲ組織シテ各地方支部長ノ諮詢ニ應ジ重要事項ヲ審議ス。
- 第十六條 奉公委員及奉公委員會ニ付テハ中央本部ニ準ズ。
- 第十七條 市支會ノ下ニ區會、街庄分會ノ下ニ部落會ヲ設ケ概ね保ノ區域内全戸ヲ以テ之ヲ組織ス。
- 第十八條 奉公班ニ世話役ヲ置ク班内實踐運動ノ連絡幹旋ニ當ル。
- 第十九條 區會ノ下ニ適當ナル區域ニヨリ奉公班聯合組織ヲ置クコトヲ得テ得。
- 第二十條 本會ノ經費ハ政府ノ補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ。
- 第二十一條 本運動ニ關シ必要ナル規程ハ總裁之ヲ定ム。

誰でも喜んで水火の中に飛び込むことは、應召を受けた皇軍の勇士が、大陸の砲火の中に天皇陛下萬歳を唱へ乍ら喜んで御國の楯となる事實を見ればよくわかる事です。古歌に、

海行かば水漬く屍

山行かば草むす屍

大君のへこそ死なめ

かへりみはせじ

と云ふのがありますが、臣道實踐と言ふ事は此の氣持を、毎日の生活、毎日の仕事に具現させて行く事なのです。もとより日本人はみんなこんな氣持でゐたのですが、歐米から入つて來た自由主義、個人主義、民主主義等の外來思想の影響で、戦争の様な場合は別として、毎日の仕事や生活にまで、此の氣持を持ち續けて行く事が出來ず、自分の職業、自分の生活は、自分が金ノ實踐ニ關スル諮詢ニ應ズ。

奉公委員ノ任期ハ一年トス。

せる爲だと云ふやうな自己中心の氣持になりかけてゐました。

そこで、さうした考へ方をキッパリ止めて、日本人としての眞の姿に立歸らう。すべてが大君の御爲め、御國の爲めだと云ふ考へ方で行かなければならぬのです。

言ひ換へれば自分の生活も、仕事も、自分の體もみんな御國に捧げたもので一舉手一投足が國家の力をつけ、力を蓄へ、國力を養ひ、秩序を保つのだと考へ、それを實行に移すのが臣道實踐なのです。

の臣道實踐を仕事の上に現すことを目指します。ですから、實業家も職工さんも、單にこれをやれば儲かる、かうすれば利益があると云ふのでなしに、働く事によつて國家への御奉公をするのであつて、或ひは米を作る事も、石炭

成る程一人一人がさうした心構へで職分奉公、臣道實踐をして行けば誠に結構な事ですが、帝國を繞るこの難局突破、特に帝國南進の基地として南方廣域共築圏の中心とならなければならぬ本島では、全住民が協力一致して行つた方がどれだけ力強いかわかりません。一人一人がバラ／＼のまゝでは力が弱くて大きな仕事は出来ないし、又折角の奉公心にゆるみが出る様では困ります。それで一本一本の絲にして置かないで、燃り合せて丈夫な綱にし、お互ひに誠め合ひ、助け合ひ、更にその綱を一層太い綱に組み上げる——即ち新しい國民組織を作り此の組織の下に大きな力となつて、本島に與へられた大使命を一心同體になつて達成しよと考へるかも知れません。

うとするにあります。即ち六百萬人民が自ら作り上げたのが皇民奉公會の國民組織だと申して少しも差支へありません。

實例について言ひますと何人かが集つて、一家族と云ふ小さな一本の絲をを作ります。此の絲が十本集ると太い絲になります。之が奉公班です。この太い絲が更に十本集まつて丈夫な紐になります。之が部落會であり、區會です。

更にこの紐が街庄分會、市郡支會、州廳支部といふ風に段々太い綱になつて行きます。かうして絲が擦り合つて行けばとても大きな長い強い六百萬人の太綱が出来ませう。此の六百萬人の太綱を綱の目に組み上げて、臺灣全島を覆ふ投綱の形にしたもののが皇民奉公會の組織であらうと思ひます。

此の國民組織である綱は全島六百萬人の精神が一つの形に統合歸一され



會員委員會

六百萬人が作る國民組織

總和·總說譯·總力發揮

「それでは、一人一人がさうした心構へで居ればよいではないか、わざく

を掘り出す事も國の産業を興し國力を強めるのだと云ふ様に、絶えず國家と自分の仕事とを結びつけて、國家に盡すことを第一義的に考へ各自の職業に勵むのが職分奉公です。

ただ單に仕事に勵めばよい、働けばよいと云ふのは眞の職分奉公ではあります。我々はみんな色々異つた仕事をしてゐますが、自分の仕事を通じ、自分の立場に應じて、國家の爲、大君の爲に御奉公するのが職域奉公なので

例へて云へば、總督さんも、兵隊さんも、役場の吏員も、學校の先生も、工場の職工さんも、米屋さんも、呉服屋さんも、農民もみんなが自分の仕事を「御奉公」の精神で勵むと云ふのが職分奉公なのです。呉服屋さんには主人も小僧さんも奥さんも女中さんもゐるでせうが、それ等の人はそれ等の持場立場を通して御奉公するのです。學生、生徒も勿論です。學校にゆかない子供にだつて此の氣持を持たせなければなりません。

例へて云へば、總督さんも、兵隊さんも、役場の吏員も、學校の先生も、



國委備準つう鼓舌に食用代範垂先

た、とてもく、大きい強い投網です。

而もその網の目は細かい奉公班にまで別れ、一本一本の絲は職分奉公、臣道實踐の熱誠に燃え立ち、皇國臣民の赤い血潮が脈々と流れてゐる國民組織ですから、必ずや國難を突破して強國の大理想を完徹する、大きな力を持ち得る事と信せられます。

明治天皇御製

ほど／＼に力を盡す國民の

力ぞやがて我が力なる
と仰せられてありますが、六百萬人の力がしつかりと結ばれて皇國民としての誠を盡して行く様に一心一體化するのが奉公會の使命であり、日本人としての臣道であらうかと考へます。

我々は此の六百萬人の力を大政の方に向即ち國策の方向に盛り上げ國難突

破、國策遂行に努めなければなりません。

國防國家體制の確立

— 大東亞新秩序の建設へ —

さて此の大行進はどこへ行くのでせうか。

運動規約第二條には、「……島民各其の職分に奉公し、舉島一致臣道を全うし、以て國防國家體制の確立、東亞新秩序の建設を期す」とあり、此の奉公會大行進の行く先が明示してあります。

ところで、この國防國家とはどんなことでせうか。

國防國家とは、武力は勿論のこと、政治、外交、經濟、教育、思想と言ふ様な一切の活動が國防の上に集中歸し全體として國防目的に統一される國家を

それには我々國民が國策の方向を知らねばありません。其の爲には國策が

政府によつて一般人民に知らされる。即ち上意が充分下達されねばならぬの

ですが、それは全島民を會員とし全島に網の目を持つ奉公會の組織によるのが一番の早道で、正確で、徹底する

然總督府の組織と表裏一體、形影相伴

ふものであると言ふ事になります。

更に皇民奉公運動は全島民の盛り上る力であるから島民の意志なり希望なりは、此の網の目を通つて政府によく傳へられ、いろいろと参考になる様になりません。即ち奉公會は下情の上通にも適切な組織でなければなりません。

此の點について長谷川總裁は皇民奉公會の發會式で「この組織を通じ統治の意圖は誤りなく下達されて島民に透徹し、島民の意欲は満足することなく

上通されて國の施策の基礎を形作るべきであります。即ち皇民は一人として

國策の據ふ所を知らざるものなく、知つて之を行はざるものなきを期し、又

さるものなく、通じて適正なる施策の行はれざることなきを期し度いと念願する」と明確に述べられてゐるのであります。

この様にして上意下達、下情上通が十分に行はれ、六百萬人が總和、總認識の姿勢をとつて、總力を發揮し六百萬の同胞が一體となり、一絲亂れぬ統制、秩序ある大行進をするのが、皇民奉公會なのです。

奉公會なのです。

皇民奉公會發會式に於ける長谷川總裁の訓示並に齋藤中央本部長の皇民奉公會體要綱朗讀コードを各種

國體等に於て使用希望の向は、情報部第五宣傳係宛申込あらば、無償貸與致します。

指します。即ち人も物も國家の制度も活動も凡ゆるものを國防に結びつけて考へられた國家を云ふのです。従つて我々の日常生活の一切……體を丈夫にする事も米の増産をはかる事も……も又國防に結びつけられた國家を言ふのです。

國家總力戰の今日では、武力は行使しなくとも、常に戰争が行はれてゐるものと考へなくてはなりません。我々も、各國の間には激しい戰争があつたのです。經濟戰、思想戰、謀略戰がそれです。から考へますと、國防國家は決して戰時だけに必要なではなく、平時から必要なのです。平時から、國防之を戰闘の場合について考へれば直ぐわかるゝことですが、各部隊が思ひ／＼の行動を取れば敗けるにきまつてゐます。初めからチャンと作戦が立てられ、準備が整へられて、歩兵部隊はどうする、砲兵部隊はどうする。荒蠻な部隊はどうすると言つた風に、全體と

平時には國が榮え、戰時には戦に勝つことが出來る陣構へなのです。

戰時體制に移ることが出来ますし、又例へば、產業組合にしても、平時から一元的全般的な組織網を整へて活動



皇民奉公會の組織とその役員

して居れば、中間で暴利を貪るものもなく、品質が良くて値の安いものを國民に供給出来ますし、いざ戦時ともなれば、直ちに合理的な配給網となつて、買溜め、賣惜み、闇取引の様な行為は起らずに済む筈です。

皇民奉公會の國民組織も、平時戦時を問はず、この組織によつて國策の向ふ所を島民に徹底せしめ島民の意志はよく當局に傳達され、總力の發揚に遺憾なきを期せんとするのです。又奉公

運動として重要物資の増産を圖ることも、生活を刷新することも、勤労を倍加することとも、悉く國家體制の充實なのです。

は、全員無事に希望の彼岸に達する事はむづかしいのです。
もと～～皇民奉公會は役所が作つたものでも、法律で定められたものでもなく、六百萬島民が時局の要請に應じ、燃え立つ熱情を結成して自から作り上げたものです。従つて強制力も無ければ罰則も無く、みんなが組織を作つて、臣道實踐の大行進をして行くのですから、餘程注意してゐないと、大行進の列が亂れたり、行進の方向が違つたり、落伍者が出ないとも限りませ

して居れば、中間で暴利を貪るものもなく、品質が良くて値の安いものを國民に供給出来ますし、いざ戦時ともなれば、直ちに合理的な配給網となつて、買溜め、賣惜み、闇取引の様な行為は起らずに済む筈です。

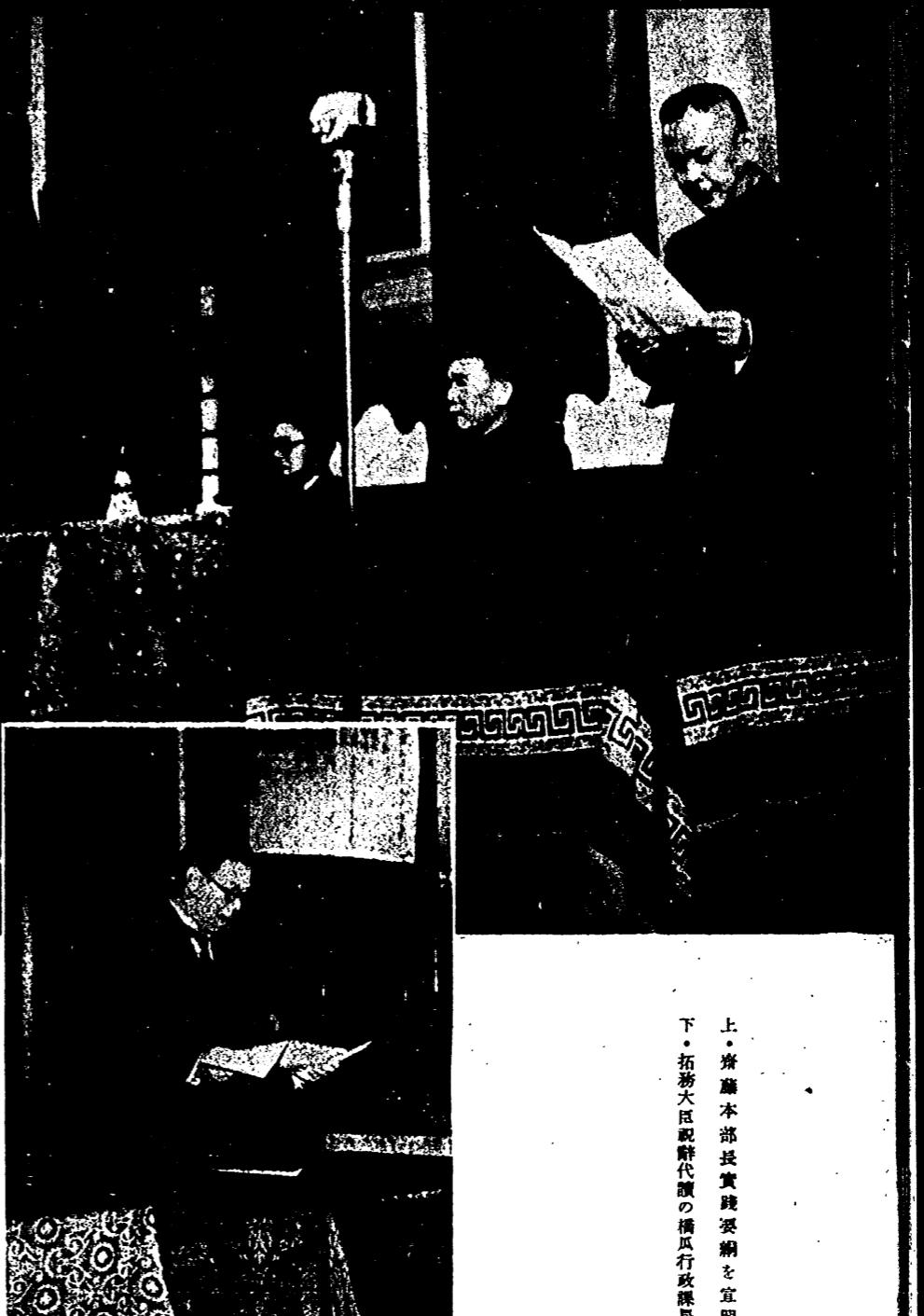
運動として重要物資の増産を圖ることも、生活を刷新することも、勤労を倍加することも、悉く國家體制の充實なのです。

は、全員無事に希望の彼岸に達する事はむづかしいのです。
もと～～皇民奉公會は役所が作つたものでも、法律で定められたものでもなく、六百萬島民が時局の要請に應じ、燃え立つ熱情を結成して自から作り上げたものです。従つて強制力も無ければ罰則も無く、みんなが組織を作つて、臣道實踐の大行進をして行くのですから、餘程注意してゐないと、大行進の列が亂れたり、行進の方向が違つたり、落伍者が出ないとも限りませ

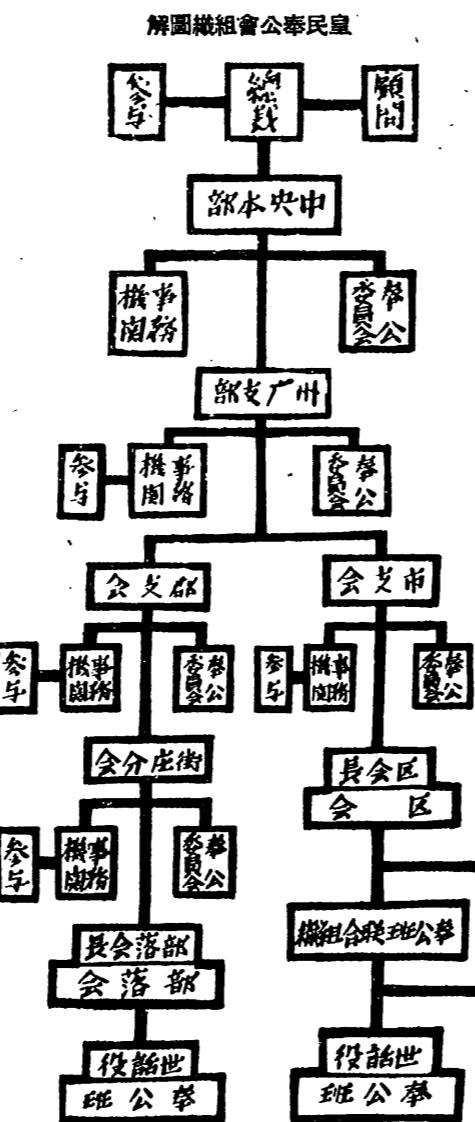


黄總川谷長るす讀朗を示説

六百萬民の感通裡に結成された民衆公會の開會式は、四月十九日午前十時より總督府正廳に於て、總督御員として結成に參畫した軍官民及び地方頭、在郷軍人會、愛國婦人會、國防婦人會、商工會議所各代表等四五十餘名が參列し、拓務大臣代理橋川行蔵監査、長谷川總督、本間軍司令官臨席の下に、嚴謹盛大裡に舉行され、參列者一同は不退轉の決意を以て臣道實踐の目的達成に邁進するの誓悟を新たにした。



上・齊藤本部長實踐要綱を宣明



(本部長は齋藤総務長官)があり、事務總長の下に總務、地方、訓練、生活、宣傳、經濟の六部を置き、右の六部長には軍官民が當り參事と共に渾然たる學島官民一致の體制になつてゐます。州廳の地域には支部(支部長は州知事、廳長)市郡の地域には支會(支會長は市長、

（郡守）街庄には分會（分會長は街庄長）置かれる事になつてゐます。

班を持つ都會地では、必要に應じ區會の下に町内會の様な奉公班の聯合組織を持つことが出來ることになつてゐます。

てゆく上に好都合の様に組み立てられる筈です。此の奉公班は所謂隣組に當るわけで、奉公運動の礎石となるのであります。一つ一つの奉公班さへ立派にやつてゆけば、全體の組織は自然見事に運用され、目標に達する事が出来ます。

今所、奉公會の下部組織は地域に用るものに主力が注がれて居りますが、運動規約第十八條に「適當なる組織を置くことを得」とあります通り、例へば、工場とか礦山とか大農場等の職域にも奉公班なり部落會に準じて（名稱は異つたものになるかも知れない）下部組織を置くことが出来ることになつてゐます。

尚、地域的組織を縁線とするならば、

その經線とも言ふべき經濟、文化の職域的な國民組織も必要で、經線相まつて立派な布地が出来上るのでですが、こ

の職域的組織は、經濟の新體制又は文化的新體制として之から研究される問題だと思います。

さて次に、それ等の組織に於て指導者又は世話役となる役員の任務について説明しませう。

總裁 皇民奉公運動を總理し、奉公會を統率します。規約によつて臺灣總督が之に當られます。

中央本部長 總裁の命によつて奉公會一切の會務を處理します。規約により總督府總務長官が之に當られます。中央本部長の下に事務局をおき事務總長の下に六部長があつて事務を推進させてゐます。

顧問 總裁の最高相談役です。

參與 總裁の諸間に答へ、重要事項について審議する人です。人數に制限はありません。任期は一年と定めています。

皇民奉公會顧問 參與委員氏名

臺灣軍司令官
陸軍中將 山本弘毅

馬港要港部司令官
海軍中將 山本弘毅

臺灣帝國大學總長 安藤正次

臺灣總督府法院判官 伴野喜四郎

同 法院檢察官 古山春司郎

同 種產局長 石井龍猪

同 內務局長 森部 隆

同 警務局長 荒木義夫

企畫部長 須田一二三

文教局長 梁井淳二

陸軍少將 井上貞衛

陸軍少將 和知鷹二

海軍少將 酒井茂吉

海軍大佐 松木 純

府評 河村 徹

府評 加藤恭平

府評 水津彌吉

府評 林 安繁

府評 許 內

府評 香久忠俊

大有物產社長 林熊祥

府評 山田尚吉

府評 緑野竹二郎

府評 松岡富雄

府評 本山文平

府評 張 燕生

貸地業 林 獻堂

府評 宮本一學

府評 中川 蓪

府評 小濱淨鑑

府評 梅里尚德

府評 覓干城 天

皇民奉公會事務委任規程

- 第一條 左ニ掲タル事項ハ中央本部長限り之ヲ施行スルコトヲ得
 - 一 支部役員ノ委嘱ニ關スル事項
 - 二 中央本部ノ職員ノ委嘱ニ關スル事項
- 第二條 左ニ掲タル事項ハ事務總長限り之ヲ施行スルコトヲ得
 - 一 書記以下ノ職員並ニ月俸百圓以下ノ嘱託ノ委嘱ニ關スル事項
 - 二 中央本部關係經理事務ニ關スル事項
- 第三條 既定計畫ニ基ク事業實施ニ關スル事項
- 第四條 定例アル通達及通牒ニ關スル事項
- 第五條 定例アル文書ノ查閱照復ニ關スル事項
- 第六條 支部職員ノ委嘱ニ關スル事項
- 第七條 支部事務規程ノ制定並ニ改廢ニ關スル事項
- 第八條 支部關係經理事務ニ關スル事項
- 第九條 支部ニ於ケル既定計畫ニ基ク事業實施ニ關スル事項
- 第十條 支會長以下ニ對スル事務委任規程ノ制定並ニ改廢ニ關スル事項

皇民奉公會州(廳)支部事務規程準則案

第一條 支部ニ左ノ三部ヲ置ク

總務部

生活部

經濟部

第二條 各部ニ部長ヲ置ク

總務部長ハ支部長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第三條 各部ニ班ヲ置キ部務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第四條 總務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人事、會計及庶務ニ關スル事項

二 運動ノ企畫ニ關スル事項

三 地域的運動組織ノ整備ニ關スル事項

四 地方行政機關及各種團體トノ連絡調整ニ關スル事項

五 參與會及奉公委員會ニ關スル事項

六 各種訓練ニ關スル事項

七 各種宣傳ニ關スル事項

府評	二瓶源吾	州議	小室興
臺灣バルナ專務	山瀬肇	州議	宮原武熊
臺灣信託社長	陳忻	州議	佐藤房吉
臺灣地業	羅萬傳	州議	黃朝清
庄長	洪火煉	州議	栗山新造
蕃產物商	顏春福	州議	藤山勝彥
州議	早川直義	州議	和田秀博
州議	和田二三松	州議	黑田秀博
州議	羅山新造	州議	栗山新造
州議	陳謙	州議	江南鳴
州議	國江南鳴	府評	陳鴻鳴

皇民奉公會支會(分會)事務規程準則

主事及書記ハ上職ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

皇民奉公會支部規程準則ニ準ス

第八條 支部ニ主事及書記ヲ置クコトヲ得

支部附ハ支部ノ重要事務ニ參畫ス

主事及書記ハ上職ノ命ヲ委嘱ス

主事及書記ハ上職ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

皇民奉公會支部規程準則ニ準ス

州議	辛酉淮	府評	中村一造	州議	徐乃庚	府評	廣田正典	醫師	吉岡好治	日本アルミ工場長
州議	林木根	州議	渡邊發造	州議	楠田卓哉	府評	陳啓貞	州議	陳啓貞	高雄新報社長
府評	陳啓貞	府評	陳啓貞	府評	陳啓貞	府評	陳啓貞	州議	福原益謙	陳中和物產重役
府評	赤城佐太郎	府評	赤城佐太郎	府評	赤城佐太郎	府評	赤城佐太郎	州議	神田金次	高麗地所社長
府評	吉村佐平	府評	吉村佐平	府評	吉村佐平	府評	吉村佐平	州議	正勝	小川浩
府評	福井公	府評	福井公	府評	福井公	府評	福井公	州議	森確太	協
府評	吉村佐平	府評	吉村佐平	府評	吉村佐平	府評	吉村佐平	州議	金次	吉村佐平

められてありますが、再任を妨げません。第一回の參與會は去る五月八日に行はれ、奉公運動の實踐綱目について審議しました。地方支部にも參與を置く事が出来ます。任務は前と同じです。

奉公委員

中央本部にも地方支部にも置かれ、「奉公垂範以て實踐の導輔に當る」と規約に示されてゐる通り、奉公委員は、島民の先頭に立て、挺身實踐、他の模範となる人であります。尚、奉公委員會を組織して、運動實踐の具體的な事を相談したり、審議したりします。奉公委員の任期も一年ですが、やはり再任を妨げません。

地方支部長　州、廳、市、郡、街、庄の長が之に當り各地域の會務を總括します。

區會・部落會長　各擔任地域で運動の實踐を推進します。

奉公班・世話役

上最も重要なもので、奉公班の常會を開いたり様々な細かい指導や世話をするのです。

以上の役員も個人としてはみんな一奉公會員として職分奉公、臣道實踐に邁進する事に變りはありませんが、本運動をより活潑に、より進展せしむる爲に特別な任務を引き受け、企畫、連絡、斡旋の仕事をする譯です。

長谷川總裁は此の點について、

「私は先づ島民の一人として本運動の先達として部僚を率ゐて六百萬島民の裡に溶け込み相共に奉公の誠を致さん」

慶協 古賀朝一郎
慶協 許聰敏
貸地業 竹林正雄
府評 三浦光次

皇民奉公會

役員氏名

總裁	總督	長谷川 清
中央本部長	總務長官	齊藤 樹
中央本部事務局		
事務總長		山本真平
總務部長	警務局長	荒木義夫
參事	府情報部事務官	森田良夫
參事	兼立川義男	小澤太郎
地方部長	內務局長	森 隆
參事	府地方課長	清水七郎
參事	府情報部事務官	黒澤平八郎
參事	桂式穀	

と自分自らの心構へを率直に述べられましたが、これが總べての役員の心構へとなるべきものだと思ひます。尚奉公會の組織には、中央地方を通じて事務機構が設けられる事になつて定められてゐます。

中央本部の事務機構は事務總長によつて統括されてゐます。

地方支部の事務機構も大體之に準じて定められてゐます。

訓練部長	陸軍大佐	田中 清
參事		立川義男
參事		黃炎生
生活部長		林 貞六
參事	帝大教授醫學博士曾田長宗	
參事	府社會課長堀克夫	
參事	兼 小澤太郎	
參事	醫學博士施江南	
參事	福澤清	
參事	殖產局長石井龍猪	
經濟部長		
參事	府商工課長本田保太郎	
參事	農專教授根岸勉治	
參事	有元剛	
局附	河村徹	
局附	今川潤	
局附	許丙	
局附	陳炳	

皇民奉公運動は口先だけで「臣道實踐」を言ふのではなく、實際に身を挺して臣道實踐をするのです。それで皇民奉公會では日夜それゝの立場で盡々島民が當然毎日の生活に於て實踐すべき御奉公の大綱を皇民奉公會實踐要綱として、次の様にきめて居ります。此の實踐要綱は今まで述べて來まし

て國家へ歸一するものであります。例へば紙一枚をも無駄にせず、大事にす

皇民奉公會實踐要綱

—運動の指針・日常生活への實踐—

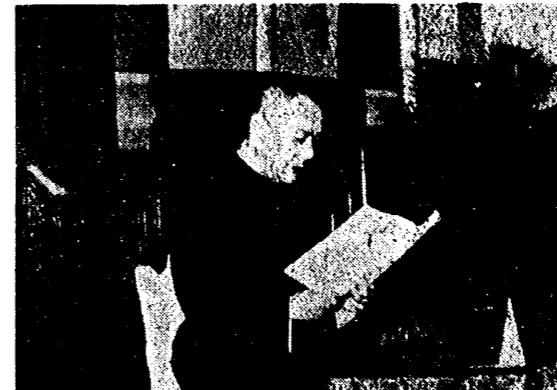
た皇民奉公會發足の理念を宣明した「奉公運動の指針」とも言ふべきものであります。現代の時局に際して、我々島民が當然毎日の生活に於て實踐すべき事ばかりであります。

我々の毎日の一舉手、一投足も總べて國家へ歸一するものであります。例へば紙一枚をも無駄にせず、大事にす

訓練部長	陸軍大佐	田中 清
參事		立川義男
參事		黃炎生
生活部長		林 貞六
參事	帝大教授醫學博士曾田長宗	
參事	府社會課長堀克夫	
參事	兼 小澤太郎	
參事	醫學博士施江南	
參事	福澤清	
參事	殖產局長石井龍猪	
經濟部長		
參事	府商工課長本田保太郎	
參事	農專教授根岸勉治	
參事	有元剛	
局附	河村徹	
局附	今川潤	
局附	許丙	
局附	陳炳	

訓練部長	陸軍大佐	田中 清
參事		立川義男
參事		黃炎生
生活部長		林 貞六
參事	帝大教授醫學博士曾田長宗	
參事	府社會課長堀克夫	
參事	兼 小澤太郎	
參事	醫學博士施江南	
參事	福澤清	
參事	殖產局長石井龍猪	
經濟部長		
參事	府商工課長本田保太郎	
參事	農專教授根岸勉治	
參事	有元剛	
局附	河村徹	
局附	今川潤	
局附	許丙	
局附	陳炳	

實踐要綱宣明の齊藤本部長



ると云ふ事は所謂「物資愛護」で、非常時局の我が經濟に役立つばかりではなく、我々個人の生活にも大切なことで、それが又よりも直さず、國防力を涵養し、大東亞共築圈の建設に役立つのです。お米を一升でも多く作るとか體を丈夫にするとか云ふのも亦同様です。

そして此の實踐事項の總べてを貫くものはあくまでも「臣道實踐」の精神であり、御奉公の赤誠であります。本運動の最高目標は前に掲げた通り高度國防國家體制の確立といふことできます。

運動要領

決定の上公表

皇民奉公會實踐要綱

今や世界の歴史的轉換期に際會し、惟神の絕對國是たる八紘一宇の大理想顯現を期する皇國は、一億一心、高度國防國家體制を確立して東亞新秩序に全島六百萬同胞は、本會を結成して政府と表裏一體協力の關係に立ち、臣道實踐の一大國民運動を展開して奉公の誠を竭さんことを期し、左の實踐要綱を提倡す。

一、皇民精神の透徹を期す。
我等は絶対無上の國體を信仰し、尊皇敬神、皇國臣民たるの榮譽に徹し、舉島一致、以て肇國の大道顯揚に努む。

二、職分奉公の赤誠を致す。
我等は私心を去つて公に奉じ、各其の職分に於て研鑽練磨、全能力を擧げ、以て淬礪の誠を致さんことを期す。

三、銃後生活體制の確立を期す。
我等は新時代を建設する理想と氣魄とを以て、文化の昂揚に努め生活の刷新を圖り、體位を向上し、自強相誠、以て健全にして明朗なる銃後生活體制の樹立を期す。

四、非常時經濟の推進に協力す。
我等は公益優先、統制の自律を圖り、科學と創意とを最高度に發揮して生產を擴充し、以て經濟國策の遂行に協力す。

南方共榮圏への皇道宣布

— その前進基地臺灣 —

た。その他は申すまでもありません。
こゝに住む十億の東亞有色民族はも
う百年以上も、歐米白色民族の爲に理
由のない壓迫を受け經濟的には擷取さ
れ通じでした。

此の東亞に對する不當侵略と壓迫の
苦しみから脱れようとする運動は今ま
で南方各地で盛んに行はれ、今も續け
られています。これはとりも直さず臺灣が東
亞共榮圏の地理的中心地であることを
示すものであります、北支や中支或
ひは滿蒙地方は内地からの方が、近距
離^りでもありますので別として、少くと
も日本帝國の南端臺灣は東亞共榮圏内
に含まれる、南方共榮圏の中心でなけ
どある。

臺灣から鹿兒島までの半經内に
をあてゝ二つ三つ圓を描いてごらんな
さい。臺灣から鹿兒島までの半經内に
は支那の大部分とフィリツビン群島が
入ります。東京までの半經を見るとそ
の圓内には東亞の殆んど全部の國が入
ります。國民奉公運動の目標は六百萬同胞の
國民組織による職分奉公、臣道實踐で
あり、國防國家體制の確立、東亞新秩
序の建設にあるのであります。此東
亞新秩序の建設に最も重要な立場を占
めてゐるのが、我が臺灣であります。
即ち我が臺灣は大東亞共榮圏の南方
に於ける中心であります。試みに東洋
地圖を開き臺灣の南部高雄にコンパス
をあてゝ二つ三つ圓を描いてごらんな
さい。臺灣から鹿兒島までの半經内に
は支那の大部分とフィリツビン群島が
入ります。東京までの半經を見るとそ
の圓内には東亞の殆んど全部の國が入
ります。これはとりも直さず臺灣が東
亞共榮圏の地理的中心地であることを
示すものであります、北支や中支或
ひは滿蒙地方は内地からの方が、近距
離^りでもありますので別として、少くと
も日本帝國の南端臺灣は東亞共榮圏内
に含まれる、南方共榮圏の中心でなけ
どある。

然るに、現在の南方各地はどうでせ
う。支那と泰國のみが獨立國とは言つ
てはゐましたが名ばかりで、これまで
は殆んど英米佛の半植民地であります
ればならないであります。

かうした歐米の壓迫が明治維新以來
隆^{りゆう}々たる國運を示す日本にも色々な
形で加へられた事は先に説明しました
が、此の東洋共通の運命に對して、東
洋民族自からの生活の爲、生きが爲
に立ち上つたのがあの滿洲事變なので
す。だから滿洲事變は英米佛の舊秩序
破壊工事の第一彈であると言はれるの
です。

此の第一彈に對してあの手、この手
を結んで大艦隊を動かしたりして盛ん
に、日本をいやがらせたり威したりし
てゐますが、日本はびくとも致ません。
然し日蘭會商の方はアメリカの妨害
やイギリスの邪魔だての爲、仲々拂り
ません。拂らないばかりか、最近のア
メリカはフィリツビンの防備を固めた
り空軍を集結したり、英國や藻洲と手
を結んで大艦隊を動かしたりして盛ん
に、日本をいやがらせたり威したりし
てゐますが、日本はびくとも致ません。
びくともしないのはアメリカやイギ
リスに對しては十分の自信があるから
です。然し日本は戰争を好みません。
出来るだけ戦争せずに、平和の裡に交
渉^{こうじ}を進めるに努めます。

で日本攻撃をした英米佛等舊秩序の國
家群はとう／＼蔣介石を煽動して支那
事變を發生させたのです。

事變の進展に従ひ、歐洲大戰の勃發
につれ、英米佛の各國は胥骨^{よのこ}に日本の
妨礙をしたり、經濟的な壓迫を加へて
来ましたので、日本はどうしても必要
な物資を南洋の各地から買ひ入れなけ
ればならなくなりました。南洋から物
資を買ひ入れなければ日本の必需資材
は完璧^{かんぺき}とは云へません。従つて日本の
南進は全く生命がけの國策なのです。

そこで日本は蘭印や佛印との間に經
濟的な交渉を開いて生命がけの相談を
してゐるのです。

つい此の間日佛印交渉は經りまし
た。この交渉がうまく行つたのは、佛
印、泰の國境紛争を日本が居中調停し
てやつたので、スラ／＼と縛まつたと
も言へますが、もと／＼東亞の國々が



(タの公奉民皇)長部本藤齋く説を踐實道臣

涉を經めないと望んでゐるので、今、蘭印のバタビヤで芳澤使節が一生懸命で、此の交渉に當つてゐます。でも餘り邪魔をすれば、平和の裡に此の交渉が經らないかも知れません。

その時の臺灣の立場は最も重要なものとなりませう。若し平和の中に經まつたとしたら、東亞の諸民族の幸福は之に越したことはありません。南方各地の有色民族は今までより以上に、東亞民族の盟主日本に對して感謝と信賴を寄せてゐることでせう。だから交渉が經つても纏らなくても最も大事な立場に立たなければならぬのが臺灣です。臺灣は昔から南進基地だと云はれてゐましたが、今や實質的に南進基地たる重大責任を果さねばならぬ時となりました。

言ひ換へると戦争のある無しにかゝらず、我が臺灣は南方共榮圈に八紘合

一字の皇道を宣布する指導的な役割を擔たなければならなくなつたのです。

皇道宣布と云ふのは維新の大理想、即ち八紘一字の精神をひろめることです。

この様に臺灣が南方に對する重大責任を肩負ふ以上我々は先づ第一に内部をしつかり固めねばならないのです。それで皇民奉公會の組織を作つて、皇道を宣布して大東亞共榮圈の建設

内部を固め、六百萬島民の大行進を起し、歩武堂々と南方廣域共榮圈に前進し、皇道を宣傳して大東亞共榮圈の建設の役目を果すことになつたのです。

これは臺灣に住む我々の當然の義務なのですから、全島民は總立ち總構へ

決してむづかしい事ではありません。

そこで島民總立ちとなつて、此の臣道實踐に徹底し、共々手をとり合つて南方共榮圈の確立、東亞新秩序の建設を目指す六百萬の大行進を起し、御

稟威の下、南方の前進基地たるの重大責務を完遂しようではありませんか。繰り返して申しますが皇民奉公運動とは臣道實踐そのものです。運動といふよりも實踐です。臣道實踐とは御一人への御奉公を謂ふのです。日常の生活も、職場もみんな御奉公なのです。まんか。

今は、皇民へただまつしぐら志願兵

皇民奉公會

地方參與、奉公委員氏名

臺北州參與

河合	池部	龍生	池内	善雄
田中	伊藤兼吉	石原玉意	西村武士郎	
岡本	和泉種次郎	杜鵑	陳炳俊	明俊
五郎	金福堂	林雲	張文環	俊
政川	金世南	林堤	陳炳	俊
合治	幸誠	杜聰	高田良三	武生玉藏
雄	五郎	正雄	上田光一郎	武原加賀
	政川	加藤平吉	井出松太郎	館野松十
	合治	山中	王塗盛	宇田繁
	雄	櫻	安田勝次郎	日下辰太
		松本	矢野謙三	山口勝
		暁吉	安田勝次郎	中島道一

新竹州參與

益崎綱幸	藤田根治郎	家村隼人	長谷川茂雄
福永轉	深川繁治	中村隼太郎	小山隼太
小山隼太	鄭松溪	下村秀一	銀谷武
下村秀一	椎原國知	清水紀與治	水越幸一
森井澄	周延壽	桶渡光次	肥後誠一郎
廣瀬政二	肥後誠一郎	井出松太郎	高田良三
鈴木哲次	砂川慶二	王塗盛	上田光一郎
輪湖清美	范姜萍	安田勝次郎	井出松太郎
林德欽	張式穀	矢野謙三	宇田繁
神岡喜代司	渡邊國廣	高橋藤四郎	林藤香
中村安太郎	吉田鐵馬	中村安太郎	西田與治郎

臺東廳參與

春田 戸水 摂羅 小川 浩美
吉村 佐平 高橋 興六
竹林 正雄 田部 費
田中 保村 田次郎
正木 茂男 福井 公
古賀朝一郎 清水善次郎
許總敏 淺野 猛

卷之三

坂上一郎	見草
佐竹宗助	佐々木龍太
清水政治	溝上喜世人
平田末治	澤
杉本三郎	大

澎湖廳參與

陳振宗　押見仁
渡邊晉　神田全次
高橋政吉　高山義崇
高橋安世　曾捷榮
中村進　中島清
中馬　山口安喜
黃介騫　明知延佳
赤城佐太郎　佐々木與兵衛
南志信　重森確太
菅宮勝郎

臺北州署公文

臺中州參與

梅原達三	岡本雲興
太田重助	矢部格
山中榮	山本新太郎
鄭鴻源	五野靜輝
宮島山多加	姜振驤
新免勝	白仁寶一
犬飼吉備雄	長谷川龜之助
遠山景一	張蟲生
林澄	林獻堂
辻守昌	上灌
加藤重喜	羅萬
藤垣敬治	仲雄
黃朝清	松岡富雄
山口義章	二瓶源五
瀬肇安田稻	佐藤實
滿富俊美	續

臺南州參與

宮原武熊 本山文平
森部頴 壱原伊藤完二 石橋省吾
板垣四十六郎 早川直義
陳鴻鳴 沈榮
劉清井 若槻道隆
和田二三松 勝野正和
上坂勝 梅里尙徳
野村精策 小野田快雄
繕方清繼 岡出幸生
大森茂王開運
鶴爲彦國江南鳴
黑田秀博栗山新造
山本諫藤山勝彦
江草只雄宮本一學
辛西准徐乃庚

高
旗
少
參
界

廣	田	正	典	人	見	義	則
高	雄	州	參	與			
泉	正	勝	錦	織	幸	一	
橫	田	道	三	星	野	力	
穗	積	正	義	豐	岡	邦	雄
陳	啓	道	清	川	上	哲	彥
李	明	岡	山	林	久	也	
渡	邊	秀	鐘	木	拾	郎	
葉	瑞	政		高	高	美	
津	琳			木	木	美	
下	下			中	中	三	
猪	猪			川	川	村	
太	太			雅	雅	榮	
郎	郎			一	一	三	
中	村			造	造	村	
宗	藤			大	大	榮	
王	月			陸	陸	卓	
松	平			宗	宗	哉	
安	兼			田	田		
田	三			楠	楠		
藤	四			裕	尾		
田	郎			本	繁		
佑	良			雄	治		
六	成			一	一		
郎							
權							
藤							
竹							
藏							

滝 松 源 水 土 較 東 山
德 永 吉 郎 中 田
李 延 年 李
林 添 圭 古 賀
黃 煙 發 黃
吉 田 菊 治 善
高 山 瑞 郎 田 山
武 山 清 穀 竹
連 煥 明 成
中 根 市 藏 宇 佐
根 木 中 義 雄 柳
深 井 米 次 郎 吳
吳 鴻 森 寺
相 澤 卵 三 郎 佐
佐 野 德 雄 柏
坂 本 萬 吉 蔡
木 村 凡 夫 許
宮 川 登 光
三 上 敬 太 郎 朱

今井昌治	石川治助	菅野秀雄
入佐藤次郎	呂世明	日原清房
林田光平	服部彌太郎	平松康宏
白福順	西田與次郎	姜瑞吉
陳廖張星	反健德	高橋秀人
陳以專	張風謨	高橋秀人
林猶德	林湯錫	竹林傳造
小龍總	盤金	竹田朝幸
川節治	大塚久義	高橋秀人
渡邊節	春福	高積善次郎
蕭敦仁	田川添益	田邊誠一郎
田中	勉	竹林傳造
竹	朝幸	高橋秀人

臺中州奉公委員

賴	南	尚	一	羅	銀	漢
雲	清	內	田	傳	吉	
山本宗三郎	山下金三	郡茂	德			
山田三平	甲木豐吉					
近藤右太郎	洪火煉					
黃棟吳泗						
寺田清三郎	安證院貞熊					
雨谷安之丞	坂本信道					
佐藤房吉	蔡先於					
許詹椿柏	杉本重吉					
林縫之助	治田長次郎					
方泌張						

臺南州奉公委員

岡本五郎 大浦精一 小野正雄 小野川正榮
黄再壽 黃大川 明時 雄
王錦東 大川 逢
奥村文市 貝山好美
川合治雄 神木次郎
金山賴弘 平良
館野松十 吉井良平
顏德修 頭滌海
美間正道 神木次郎
與田四郎 吉原多三郎
段塚繁壽 芳川德潤
高光敬一 吉原多三郎
玉理三造 谷本清心
武原加讓 田中一二
高橋家重 谷本清心
高田川春 金素木得二
山村三雄 茂辻本正春
中辻喜次郎 中島與市
成田從三

卷之三

木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
重田榮治 椎原國知 本村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
芝原仙雄 志波俊夫 森於菟 森長整 木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
周延壽 謝火 森長整 木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
謝文進 周錦樹 木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
平井成廣瀨政 三木根修三 木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
廣瀨辰之助 日比洪平 木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
堺本諱一郎 日根修三 木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
元田振能 鈴木重獄 木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
鈴木哲二 鈴木謙三郎 木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛
砂田隣太郎 砂川慶三 木村 雄山 銀屋慶之助 水野敏行 三屋秋策 宮崎猛

花蓮港廳奉公委員

鐘啓丞周貴福
庄司進一郎猪飼寅雄
本地才一郎森乙一
百崎富弘

臺東廳奉公委員

臺東廳奉公委員
蔡許邱森徐秀欽方輝新魏春日木林鍾吉
邱文章

通志稿

佐々木研一郎
木下肇
木野田篤虎
南村壽徳
進藤捨義
杉谷直

高麗外史公卷

安里積千代
左井永茂
桐原勝四郎
道山保
芝沼榮作
白川惠富
謝水藍
鈴木政一
石崎潤身
潘阿力
陳增春
德山
李光亮
李瑞
林金祿
李亮祿
小島建
島松論
大島丑
渡邊朝
海影平
茅原太治郎
本治郎
左治郎
永治郎
茂治郎
佐藤淳
佐藤求
久代
三谷光太郎
白井一
白井二
杉山重
杉山成
田廣
田隆
田亮
泰山治
泰山誠
泰山法
泰山森
泰山龍
泰山炳
泰山幾
泰山福
泰山朝
泰山端
泰山巖
泰山平
泰山平
泰山平

13

**支那事變
第四周年 記念行事要綱**

不撓不屈の精神を昂揚

一、基本方針

支那事變一週年に際し賜りたる勅語の聖旨を奉體し、精神的團結を強化する目標とし、之が實施に當りては、努めて聖旨を實行の上に具現せしめ、高度國防國家體制の實踐強化に向はしむる如く指導するものとす。之が爲、各種行事を通じ昭和十六年三月二十七日開議諒解「當面の時局に對す

る輿論指導方針」(情第五八七號の二)に示せる趣旨に基き實踐的思想の統一を圖る。(情報局編「時局の重大性」参照)

(二) 長期大持久戰を意とせざる不撓不屈の精神を昂揚し、外國思想謀略潜入の餘地無からしむるが如き鞏固な思想體制の確立に努む。(三) 繁迫せる現下國民生活の實情に照應し、爲し得る限り國民の精神的弛緩を來し、不安の風を駆除せしめざ

(五) 護國英靈、傷痍軍人並に前線將士に對する感謝及び其の遺家族に對する援護の精神を實踐の上に具現せしむる如く指導す。

二、實施要項

(一) 實施上特に留意すべき事項
(イ) 本行事の實施に際しては日常生活に於ける實踐と修鍊とを第一とし、單なる一時的思ひ附的行事に終らざる様努むること。

(ロ) 關係局部、州市街庄は夫々の所管並に地方の實情に即應し、充分實效を擧ぐるやう適宜工夫靈機の上實施すること。

(ハ) 官公衙、學校、團體、會社、工場等に於ては本記念行事の趣旨を積極的に諸般の計畫に反映し、實踐に主眼を置くこと。

(二) 本行事の實踐は皇民奉公運動の一環として汎く國民各層、各人に徹底せしめ、一人の漏るゝものなき様特に注意すること。

(ホ) 經費は關係各廳に於て負擔すること。

(二) 一般行事

(イ) 各戶(官公衙、學校、會社、工場等を含む)に國旗を掲揚すること。
(ロ) 七月七日正午を期し梵鐘、太鼓、サイレンを吹鳴し一分間默禱し、

族等を招き祈願祭、追悼會等を行ふ外基本方針の趣旨に基き、神官、僧侶及牧師等の講演説教を行ふこと。

(ハ) 會社、工場、團體等(青年團を除く)に於ては代表者を派遣し遺骸問、出征將兵の慰問、神社參拜を行はしめ勤勞作業等の事業を行ふこと。

(二) 青年團及其の他諸團體に於ては、當日團員の臨時動員を行ひ學校生徒の場合に準じ行事を催すこと。

(ホ) 區會、部落會等の實踐網を通じは、當日團員の臨時動員を行ひ學校生徒の場合に準じ行事を催すこと。

(ホ) 區會、部落會等の實踐網を通じ入等を記念行事として申合せの上實行し、更に前項祈願祭、追悼會に列席參拜するの外遺族慰問及勞力奉仕、慰問袋、慰問狀送附並に

↑ 野村證券株式會社

目要業營
一、日本銀行引受國債賣捌取扱
二、公社債の引受募集並ニ賣買
株式の引受募集並ニ賣買
六、公社債元利金支拂株式配當金取扱代理事務
融 資 業 務

本店 大阪市東區安土町二二丁目

臺北支店 臺北市表町二丁目

電話四〇〇一四一五九、四五三〇七二五七

總務貯金口座臺灣九一〇一

支其他 東京・名古屋・京都・神戶・岡山・高松・門司・福岡・金澤

滿州野村證券株式會社
本店奉天・支店新京・大連